



キバナコスモス

税務と経営

編集 発行人
税 理 士

村 野 幸 司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

10月

(神無月) OCTOBER

14日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント 個人保証

個人を保証人とする保証契約。すでに包括根保証（保証金額や保証期限に定めがない根保証）は禁止されていますが、個人保証自体を無効とする民法改正の検討作業が進められています。ただし、経営者については、融資を受けられなくなる恐れがあることから、個人保証の規制対象から除外されています。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

Aで見る

Q 平成二十五年 改正相続税

相続税については、バブル期に地価が急騰し、相続税負担が過重になったことから、その負担軽減を目的に相続税の基礎控除を引上げ、税率構造の緩和等をしてきました。

しかし、その後の地価下落にもかかわらず、相続税の基礎控除の引下げが行われなかったため、課税対象者割合がかつてないほど下がったことを受けて、平成二十五年で税制改正では、「資産再配分機能の回復」を図ることを目的に、相続税法の改正が行われました。

以下、Q & A方式で主要な改正ポイントを整理してみます。

1 基礎控除

Q 相続税の基礎控除は、どのようにになりましたか。

A 物価や地価が現在と同等であった頃に適用されていた水準と同等となるように再設

定し、従来の水準の六〇%に改定することとされました(図表1)。

この改正は、平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

2 相続税の税率

Q 相続税の税率構造は、どのように見直されましたか。

A 最高税率が五五%に引き上げられるとともに、税率の区分が従来の六段階から八段階になりました(図表2)。

この改正は、平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

3 小規模宅地等の特例

Q 相続税の基礎控除が引き下げられた反面、負担軽減策として小規模宅地等の特例の適用範囲が見直されたようですが、その内容を教えてください。

A

(1) 適用対象面積の拡充
特定居住用宅地等に係る特例

の適用対象面積の上限を拡充し、かつ、特例の対象として選択する宅地等のすべてが、特定事業用宅地等および特定居住用宅地等である場合は、それぞれの適用対象面積まで適用可能となります(図表3)。

なお、貸付事業用宅地等を選択する場合の適用対象面積の計算は、従来どおりです。

この改正は、平成二十七年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

(2) 二世帯住宅の取扱い

一棟の建物で構造上区分のあるものについて、被相続人およびその親族が各独立部分に居住

していた場合、その親族が相続または遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人およびその親族が居住していた部分に対応する部分は、特例の対象となります(図表4)。

この改正は、平成二十六年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。

(3) 老人ホームの場合

老人ホームに入所したことにより、被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等が、次の要件が満たされる場合に限り、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして、特例が適用できるようになります。

【改正後の要件】

- ① 被相続人に介護が必要なため入所したものであること
 - ② その家屋が貸付け等の用途に供されていないこと
- この改正は、平成二十六年一月一日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、適用されます。



図表 1 相続税の基礎控除

	改正前	改正後
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人 比例控除	1,000 万円に 法定相続人数 を乗じた金額	600 万円に法 定相続人数を 乗じた金額

4 相続時精算課税

Q 相続時精算課税の適用要件と対象者について、どのように改正されましたか。

A 若年世代への資産の早期移転を一層促進する観点から、相続時精算課税の適用要件について、贈与者および受贈者の対象を拡充しています（図表 6）。

この改正は、平成二十七年一月一日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について、適用されます。

図表 2 相続税の速算表

改正前			改正後		
法定相続分に 応ずる取得金額	率 (%)	控除額 (万円)	法定相続分に 応ずる取得金額	率 (%)	控除額 (万円)
1,000 万円以下	10	—	1,000 万円以下	10	—
3,000 万円以下	15	50	3,000 万円以下	15	50
5,000 万円以下	20	200	5,000 万円以下	20	200
1 億円以下	30	700	1 億円以下	30	700
3 億円以下	40	1,700	2 億円以下	40	1,700
3 億円超	50	4,700	3 億円以下	45	2,700
			6 億円以下	50	4,200
			6 億円超	55	7,200

図表 3

改正前	改正後
居住用 240㎡ } 事業用 400㎡ } 限定的な併用→最大 400㎡	居住用 330㎡ } 事業用 400㎡ } 完全併用→最大 730㎡

図表 4

改正前	改正後
二世帯住宅について、住宅内部で互に行き来ができない構造の場合は、特例の適用要件である「同居」として認められない。	二世帯住宅の構造上の要件を撤廃し、住宅内部で行き来ができるか否かに関わらず、「同居」として認められる。

図表 5 改正後の小規模宅地等の特例の適用関係

相続開始の直前における住宅等の利用区分		要件	限度 面積	減額 割合
地用被 等相 に統 供人 され て等 いた 事業 の業 宅の	貸付事業以外の事業用の宅地等	①特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	地貸 等付 事業 用の 宅	②特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		③貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
	被相 統統 人等 の居 住の 用に 供さ れて いた 宅地 等	④貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑤貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		⑥特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(注) 「貸付事業」とは、「不動産貸付業」「駐車場業」「自転車駐車場業」及び事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行う「準事業」をいいます。

図表 6 相続時精算課税の適用要件の拡充

	改正前	改正後
贈与者	65 歳以上の父母	60 歳以上の父母または祖父母
受贈者	20 歳以上の子である推定相続人	20 歳以上の子である推定相続人 または 20 歳以上の孫

店舗併用住宅を売ったとき、 買い換えたときの譲渡所得

店舗併用住宅とは居住用と店舗用が一緒になっている家屋をいいます。この店舗併用住宅を売ったときに、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例を受けることができるのは、店舗併用住宅のうち居住の用に使っていた部分に限られます。

ただし、居住の用に使っていた部分が全体の90%以上であるときは、全体を居住の用に使っていたものとしてこの特例を受けることができます。

イ 家屋のうち居住の用に供している部分の計算

$$\frac{(\text{居住用部分の床面積}A) + (\text{居住用と居住用以外との併用部分の床面積}B) \times A}{A + \text{居住用以外の部分の床面積}} =$$

家屋のうち居住の用に供している部分

ロ 家屋の敷地のうち居住の用に供してい

る部分の計算

$$\frac{(\text{土地等のうち居住用部分の面積}) + (\text{土地等のうち居住用と居住用以外との併用部分の面積}) \times (\text{イで算定した居住の用に供している部分の面積})}{(\text{家屋の床面積})} = \text{家屋の敷地のうち居住の用に供している部分}$$

個人がこの店舗併用住宅を売って譲渡所得が生じ、代わりに同じ種類の店舗併用住宅に買い換えた場合で一定の要件に当てはまるときは、居住用部分については居住用財産を売ったときの3,000万円の特別控除の特例や居住用財産を買い換えたときの特例などの特例を受けることができ、店舗用部分については事業用資産を買い換えたときの特例を受けることができます。

なお、どちらか一方の用途の使用割合が建物全体の90%以上になっている場合には、その用途に全体が使われていたものとして、対応する特例を受けることもできます。

単身赴任者が、帰宅するための旅費を 月・年ごとに支給する場合の消費税

消費税における出張旅費、宿泊費、日当は、その事業者が事業遂行のために必要な費用を旅行をした者を通じて支出しているものと認識します。

そのため、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れに係る支払対価に該当するものとして取り扱われています。

これに対して、単身赴任者が帰宅するために支給される旅費は、職務の遂行に必要な旅行の費用として支給されるものとは認められていません。

また、その旅費は、単身赴任者に対する給与等の補填として支給される単身赴任手当と同様の性格のものであり、所得税においても給与所得に該当するものであることからすると、これを支払う事業者においては課税仕入れに係る支払対価に該当せず、仕入税額控除はできません。

会社が負担する人間ドックの費用の課税関係

役員及び従業員に対して社内規程に基づいた健康診断を実施するほか、希望者に人間ドックによる検診を実施し、その費用を会社が負担した場合の検診料相当額については、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受ける者の全てを対象としてその費用を負担するときには、給与等として課税する必要はありません。

役員や特定の地位にある人だけを対象としてその費用を負担するような場合には課税の問題が生じますが、役員又は使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられているためです。